

○東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の長等の退職手当
条例

(昭和40年4月3日
 条例第2号)

改正 昭和42年 9月22日 条例第11号
昭和42年11月 9日 条例第13号
昭和43年 4月16日 条例第 5号
昭和43年 7月29日 条例第 8号
昭和44年 2月13日 条例第 1号
昭和44年 8月 7日 条例第 4号
昭和47年11月27日 条例第 6号
昭和60年 3月 2日 条例第 3号
昭和61年11月27日 条例第 3号
平成16年 2月25日 条例第 3号
平成19年 2月26日 条例第 3号
平成26年 2月18日 条例第 1号
平成28年 2月25日 条例第 2号

(目的)

第1条 この条例は、東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）の長、副市町村長、地方公営企業の管理者、教育長及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第4号に規定する秘書の職（以下「秘書」という。また、これらを総称して「長等」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当)

第2条 前条に規定する長等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職年数を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 長 | 100分の400 |
| (2) 副市町村長 | 100分の300 |
| (3) 地方公営企業の管理者 | 100分の250 |

(4) 教育長 100分の250

(5) 秘書 100分の100

2 前条に規定する者の公務上の死亡又は傷病による退職の場合は、前項により計算した額の100分の50に相当する額を加算して支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、2以上の構成団体の長等の職をかねることとなるため、又は2以上の職をかねることとなるため、2以上の退職手当が支給されることとなる場合は、その者に対する主たる給与の支給にかかる職についての退職手当のみを支給する。

(勤続期間の計算)

第3条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、その任期間とする。但し、在職期間に1年未満の端月数がある場合には、その在職期間が6月以上1年未満の端月数は、これを1年とし、6月未満の端月数は、これを切り捨てる。

(勤続期間の計算等の特例)

第4条 構成団体の長の要請に応じ国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「国家公務員」という。）が、退職手当の支給を受けることなく引き続き構成団体の秘書となり、引き続き国家公務員に復帰する場合におけるその者の在職期間は、東京都市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（以下「支給条例」という。）第10条第5項の規定の例による。

2 前項の規定の適用を受けた者の退職手当は、支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定の適用を受けた者が引き続き国家公務員に復帰することなく退職した場合におけるその者に対する退職手当は、次の各号に掲げる在職期間に区分して、当該各号の規定により計算して得た額の合計額を支給する。

(1) 国家公務員としての在職期間 当該在職期間に対応して、支給条例第3条から第8条までの規定の例により計算して得られた額（この場合において、同条例第4条の3の規定中「退職又は死亡の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額」及び同条例第6条、第6条の2及び6条の3の規定中「給料月額」とあるのは「秘書となるため退職した日（以下「退職日」という。）において国家公務員として受けていたその者の俸給月額」と読み替えるものとする。）

(2) 秘書としての在職期間 当該在職期間に対応して、前2条の規定の例により計算して得られた額

(その他の事項)

第5条 退職手当の支給についての手続、方法その他必要な事項は、支給条例及び同条例施行規則に定める例によるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当に適用する。
- 2 第1条に規定する者の、この条例の適用日における現職就任の日前の組織団体の職員であった在職期間については、この条例の規定は適用しない。

附 則 (昭和42年9月22日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月15日から適用する。

附 則 (昭和42年11月9日条例第13号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年4月16日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年7月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年2月13日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年8月7日条例第4号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年11月27日条例第6号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月2日条例第3号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年11月27日条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月25日条例第3号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月26日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の退職による退職手当について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に助役で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定により、副市町村長として選任されたものとみなされる者が施行日以後に退職した場合においては、当該助役となった日を当該副市町村長となったとみなして、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の長等の退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当を支給する。

3 この条例の施行の際現に在職する収入役で、改正法附則第3条第1項の規定により、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされた者が施行日以後に退職した場合においては、新条例の規定にかかわらず、この条例による改正前の東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の長等の退職手当条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第3号に規定する収入役として退職したものとし、旧条例の規定による退職手当を支給する。

附 則(平成26年2月18日条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月25日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の長等の退職手当条例の規定は、施行日以後、長等となった者について適用する。